

出産準備教室業務委託募集要領

1 業務委託の目的等

土曜日に開催している出産準備教室は利用ニーズが高く、受講希望者が多い。そのため、現行の開催回数と受講者数の維持及び災害等の緊急時にオンライン講座への切り替えを可能とする体制を保持し、区民ニーズに応えるため、事業を委託する。

なお、大田区としてのコンセプトである「両親での子育て」を実現できる内容のものとする。

委託に当たっては、より質の高い出産準備教室を実施することができるよう、受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

- (1) 大森地域庁舎
- (2) 調布地域庁舎
- (3) 蒲田地域庁舎
- (4) 糎谷・羽田地域庁舎

5 プロポーザル実施

(1) 実施日

令和6年12月13日（金）（予定）

時間等詳細については応募申請締切後に連絡する。

(2) プロポーザルの内容

事業者によるプレゼンテーション約15分及び質疑約10分とする。

プレゼンテーションの形式は自由とし、プロジェクターの貸出は可能。

ただし、パソコンを使用する場合、事業者が用意すること。

6 評価

(1) 評価方法

- (2) 評価項目について、「出産準備教室委託事業者選定委員会設置要綱」

で定める選定委員会が、提出書類とプロポーザルを総合的に評価する。

(2) 評価項目

主な評価項目は次のとおりとする。

- ア 業務を実施するための運営体制
- イ 大田区の掲げるコンセプトに応える事業内容
- ウ 情報セキュリティ・個人情報保護対策
- エ 同種の事業の受託実績
- オ 見積金額の妥当性

7 応募資格

応募できる者は次の要件を満たす事業者とする。ただし、要件の基準日は提案書類提出日とする。なお、審査結果決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、選定委員会において失格となる場合がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない事業者であること。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、民事再生法に基づく再生開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税及び法人住民税を滞納していないこと。
- (4) 大田区競争入札参加資格者で指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止措置を受けていない場合であっても、指名停止基準に定める措置要件に該当しないものであること。
- (5) 法人及びその役員が、大田区暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係でないこと。

8 質問の受付

予め電話連絡の上、別紙質問票を電子メールに添付して送信すること。

送信件名 【出産準備教室質問（会社名）】

(1) 質問受付期限

令和6年11月22日（金）

(2) 質問への回答

質問受付期限後、概ね3開庁日以内に質問票を提出した全事業者に電子メールで回答する。

9 提出書類

(1) 応募申込書

別紙を使用すること。

(2) 会社（法人）概要

別紙を使用すること。

(3) 提案書

提案書は仕様書（案）及び提出書類作成の留意事項に基づいて作成すること。

書式は、A4判縦又は横、横書き、左閉じとする。別途資料等がある場合、当該資料等は書式を合わせなくてもよい。

(4) 見積書

書式は提案書と同様とすること。

(5) 提出部数

正本 1部

副本 6部

なお、副本については資料内に会社名を明記せずに作成すること。

(6) 提出書類の扱い

ア 提出された提案書及び添付資料等は返還しない。

イ 提出された提案書及び添付資料等は、事業者の了解を得ることなく公表、転用等を行わない。

10 提出期限

令和6年12月3日（火）16時まで

予め提出日時を電話で確認の上、「11 提出先及び問合せ先」に持参すること。

11 提出先及び問合せ先

健康づくり課管理担当

大田区蒲田5-13-14

電話 03-5744-1661

メールアドレス kenko@city.ota.tokyo.jp

12 委託事業者の決定

令和6年12月末（予定）